



# アルトジウス研究の諸潮流

——『政治学』をめぐる解釈を中心に

関 谷 昇

- 一 もう一つの主権国家論
- 二 生活共同体の形成
- 三 Gierkeの団体論的解釈
- 四 連邦主義と多層的国家
- 五 聖書解釈と自然法
- 六 主権と統治の峻別
- 七 人民主権論・再考に向けて

## 一 もう一つの主権国家論

16世紀後半から17世紀前半におけるヨーロッパ政治思想の特徴の一つは、いかにして対内的安定性と対外的独立性を統一的に達成できるかということを中心的な課題としながら、支配服従の権力的契機を重視する政治秩序を追求しようとした点にある。ボダン『国家論』(1576)、リプシウス『政治学』(1589年)、アルトジウス『政治学』(1603年)、グロチウス『戦争と平和の法』(1625年)といった影響力のある国家論がこの時期に相次いで公刊されていることは、そのことを端的に物語っていると見えよう。

ヨハネス・アルトジウス(1557-1638)の政治思想は、ボダンを嚆矢として現代まで主流とされてきた主権国家論の陰で、長きに亘って忘却されてきた思想家である。絶対主義を経て確立されていく権力的に統合された主権国家の視点からすれば、多元的秩序は中世社会の残滓か、あるいは抵抗勢力を生み出す不安定要因として一蹴されるところであり、実

際にアルトジウスは、政治思想史上において評価されることなく埋没し続けた思想家なのであった。

そのアルトジウスがドイツの法学者Gierkeによって呼び覚まされたのは、その団体論的な視角においてであった。そこでアルトジウスは、中世団体論からルソーの社会契約論・人民主権論へと至る系譜に位置づけられ、それ以降は、ボダンとは異なるもう一つの主権国家論、つまり多元的秩序・連邦主義の先駆者として評価される道筋が開かれるようになったのである。とりわけ、ポスト主権国家が模索される現在、アルトジウスの政治思想には極めて多岐にわたる可能性が見出されようとしている。

一般的に主権国家では、主権的権力の絶対性が前提とされ、主権者による垂直的な統治が展開される。主権者の絶対性が強調されるのは、抵抗権を掲げて統治を脅かす諸勢力を封じ込めることが求められるからである。そのためには、中世の封建制を基盤とした多元的秩序が政治権力への抵抗基盤となっていたという現実を打ち砕き、干渉や抵抗を排した絶対権力による統治を実現させることが必要となる。それゆえ、自由と自治に立脚した信仰組織・職業団体・都市といった諸共同体は、いずれも国家への従属を余儀なくされ、政治的に統合されることになる。また国際社会において張り巡らされていた都市間ネットワークも、国家と国家とを分かち強固な国境線によって仕切られ、相互不干渉が原則とされたのである。

しかし、『政治学』に代表されるアルトジウスの政治思想は、こうした主権国家とは異なる、もう一つの主権国家の可能性を示すものであった。彼は、抵抗権を完全に否定したボダンの議論に対して、抵抗権と主権を統合するという新たな政治思想を構築しようとしたのである。主権国家を前提とする点で両者は共通するものの、アルトジウスは主権的統治においても家族や職業団体をはじめとした諸中間組織の自立性を失わせない。秩序統合に関して、ボダンは国家の最高規範から諸組織の社会生活の本性を演繹的に導く「上から下へ」の秩序統合を強調するのに対し、アルトジウスは、主権国家よりも先に存在している諸組織やコミュニティの自然と自立を基軸に、国家の主権的統治を帰納的に導く「下か

ら上へ」の秩序統合を強調するのである。

こうしたアルトジウスの主権国家論は、すでにその方法論において独特な手法が用いられていた。彼の思想には、アリストテレス、ローマ法、カルヴィニズム、自然法、立憲主義など実に多彩な諸思想の影響が見られるが、それらは、論証を重視する伝統的な形而上学的論理学ではなく、教育や実生活における実用性を重視する人文主義的弁証法、いわゆるケケロ的レトリックによって重層的に結びつけられた。その先駆的な論理学者であったラムスの方法論を用いたアルトジウスは、自然と必要から政治秩序をとらえ直そうとしたのである。その基点とされたのが、「生活共同体(*consociatio*)」に外ならない<sup>(1)</sup>。

以下、アルトジウスの『政治学(*Politica*)』をめぐる主な諸研究を概観しながら、今日におけるアルトジウス研究について展望することにする<sup>(2)</sup>。

## 二 生活共同体の形成

中世の多元的秩序が単一の主権によって国家へと一元化されるとするならば、アルトジウスの主権国家は、中世の団体論を継承するものであり、国家が形成される以前から存在する諸々の生活共同体が自立的に結合する生活共同体として考えられている。人間が様々な生活共同体を形成し維持していく目的は、生活上の必要性に外ならない。

この生活共同体が必要とされるのは、「物資の伝達」「奉仕」「法の制定・維持」に関わる事柄である。「物資の伝達」とは、その団体の共通の利益のために、個人ないしは集団の社会的生活に有用なものをもたらすことである。「奉仕」とは、構成員の職業と労働によって、互いに奉仕し合い、助け合うことによって社会生活に寄与するものである。「法

---

(1) Simon P. Kennedy, "Rethinking *Consociatio* in Althusius's *Politica*" in *Journal of Markets & Morality*, Volume 22, Number 2 (fall 2019), pp. 305-316.

(2) 関谷昇「アルトジウスと補完性原理——“symbiosis”と“consociatio”をめぐる政治——」(『千葉大学人文社会科学研究』第22号、2011年、所収)、17-31頁も合わせて参照されたい。

の制定・維持」とは、構成員が共同生活において生活し、正しい法によって支配されることを意味するものである。言い換えれば、これらによって得られるものが充足していないということが、生活共同体を維持する力となっているのである。

生活共同体は、家族、村、都市、学問を作り、農民、職人、労働者、大工、兵士、商人、学問人、無学の徒など多様な構成員からなる社会集団であるが、それは明示的ないしは黙示的に行われる「契約」によって形成される。つまり、生活共同体はその構成員となる人々の自発的な同意によって形成され、互いに何が有用であり必要であるかを明らかにし、それを相互に伝達し合う場なのである。

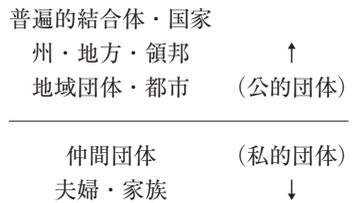
ここで重視されているのは、人間が「共生者(symbioticus)」であるということである。アルトジウスにとって、政治とは「共生(symbiosis)」を具現することであり、政治学とは、「実行および保持のための固有の諸規準にしたがって形作られる人間の共存に関する知識」に外ならない。人間は、自分と同等な者たちと一緒に共同体(団体)の中に存在しているのであり、そこでは自然の社会性が人間同士をつなぐ第一の紐帯となる。これは、要するに人間という存在は一人で生きてはいけないものであり、様々なレベルにおいて共生関係を作り出していくのである。

したがって政治秩序は、この生活共同体が集積する形で導かれることになる。生活の必要性は、地域に密着したところにおいて充足されることが原則となる。より広域の生活共同体は、より狭域の生活共同体の自立と自治を尊重し、その上で必要と同意に基づいて補完的役割を果たす。各生活共同体がどの領域において自立的な活動を展開し、いかなる点において、より広域の生活共同体との関係を持つかは、各々の交渉の中で決定されるべきであると考えられているのである。ここには、伝統的な法の支配と共和主義の思想が、団体の自立という形で再構成されている側面を窺い知ることができるであろう。政治社会が依拠するのは、各々の生活共同体において「物資の伝達」「奉仕の実現」「権利の承認」が創出される営みであり、それを可能にしている諸法の集積なのである。

こうした生活共同体の集積としての政治共同体の総体は、図式的に整

理すれば、〈図1〉のようになる。まず全体としては、単一で私的なものか、混合的で公的なものか、の二つに分類される。前者は、「家族：夫婦(conjugum)・血縁(propinquorum)」「仲間団体(consociatio collegarum)」など個人の契約によって形成されるものであり、後者は、「都市(universitates)」「州(universitas provinciae)」「国家(res publica, regnum)」「普遍的結合体(universalis major consociatio)」など諸々の結社によって重層的に形成されるものである。

〈図1〉 生活共同体の多層的(団体的)連邦秩序



私的団体としての「家族」は、親族的なつながりの生活共同体であり、秩序の始源的段階として位置づけられる。これは自然的共同体であり、非解消的なものである。また「仲間団体」は、具体的には中世都市に基盤を持っていたギルドなどの職能団体を指しており、裁判所や官庁の合議体、教会の協議体なども含まれている。

一方、公的団体としての「地域団体」は、村落、市場、教区、小都市、地方都市、自由帝国都市などを含むものである。これは、同じ土地に居住し、ある一定の法律によって結合する家族と仲間団体とからなる自治団体である。あらゆる都市は、市民(階級・身分別)によって構成される政府を有し、市民から委託された統治権を通して統治が行われる。

次に「州・地方・領邦」であるが、これは「小さな特殊的公的共同体」であり、領域を特徴とする地域団体の集積として理解される。この生活共同体は、私的団体ではなく、地域団体や都市といった幾つかの小さな公的生活共同体の結合によって形成されるものである。当該領域において通用する固有の領邦法を持ち、領邦君主(=州長官)が諸生活共同体と

全住民を代表して統治を司る。ここでの支配権は、帝国における上位の支配者と領邦議会(身分制議会)の双方によって拘束されている。

最後に「普遍的結合体・国家」であるが、これは「大きな普遍的公的共同体」であり、「州・地方・領邦」の集積として理解される(imperium = 帝国、regnum = 王国、respublica = 国家)。これは、併合されたすべての生活共同体の自発的な同意によって導かれる(国内レベルでは)最終的な段階であり、「一つの全体としての人民(populus)」としてとらえられている。他の公的共同体を構成員とする有機体秩序であり、連邦秩序として主権を有するものである。

### 三 Gierkeの団体論的解釈

こうしたアルトジウスの主権国家の構成は、絶対主権による垂直的な支配を強調したボダンと違って、もっぱら諸々の生活共同体の自立を尊重する積み上げ型の多層的秩序が特徴となっている。アルトジウス研究の基軸の一つは、ポスト主権国家の探究の途上において、分権的・多層的な政治秩序を基礎づけるものとして、アルトジウスの主権国家論を評価するものである。

この解釈の先駆けが、Gierkeの『ヨハネス・アルトジウス：自然法的国家論の展開並びに法体系学説史研究』(1879-1889年)であった<sup>(3)</sup>。ここで強調されたことは、アルトジウスが主流のボダンから大きく離れ、もっぱら生活共同体をめぐる団体論を根底に据えている点である。アルトジウスの国家論には、キリスト教人文主義やカルヴィニズムが刻印されているが、それが世俗的次元において基礎づけられているのは、ロー

---

(3) Otto von Gierke, *Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien: zugleich ein Beitrag zur Geschichte der Rechtssystematik*, 1890=1981 (The Development of Political Theory, translated by Bernard Freyd, New York: Howard Fertig, 1966=New York: W.W. Norton, 1939) O.ギールケ『ヨハネス・アルトジウス—自然法的国家論の展開及び法体系学説史研究』(笹川紀勝・本間信長・増田明彦訳)、勁草書房、2011年。

マ法に由来する「人民全体(populus universus)」という人格論に立脚しているからである。

Gierkeによれば、アルトジウスはモナルコマキ(暴君殺害論者)が主張した意味において、君主に対して「人民全体」を優越させ、統治契約と主権をはじめて本格的に結合させた。モナルコマキは、カルヴィニズムの信仰に立脚しつつ、君主の統治契約違反に基づいて抵抗権を主張したが、アルトジウスは、君主と人民が対立するという構図を払拭するために、人民主権を定式化しようとした。Gierkeの解釈は、中世から受容された統治契約の政治思想史において、モナルコマキとアルトジウスを連続線上に位置づけるとともに、国家人格と人民人格とが一致する人民主権論を再定式化させたという意味において、後のルソーへと直結していく思想史的位置づけを与えていくのである<sup>(4)</sup>。

もっとも、こうしたGierkeの解釈は、アルトジウスの政治思想に個人の自由を読み込み、ルソーに引き寄せた近代主義的な解釈が色濃かった。その点を批判したのがFriedrichである<sup>(5)</sup>。Friedrichは、アルトジウスの政治秩序が封建社会を背景とするものであり、カルヴィニズムの予定説に刻印されていることを強調する。アルトジウスが政治概念の再定式化において用いた共生社会も、カルヴィニストの神概念に由来するものであり、ここに生物学的自然主義と決定論が結合していると解されている。問題は、この団体論的視点と神学的視点とが交錯するところに見出されている「生活共同体」の意味づけであった。

アルトジウス研究は、ここから多角的に発展していくことになるが、本稿では次の三つの系譜に注目してみたい。一つ目は、連邦主義を強調する解釈であり、二つ目は、自然法思想を強調する解釈である。これらはこれまでのアルトジウス解釈の主軸であり、Gierkeの解釈を批判的に継承する傾向性の中にあると言える。それに対して三つ目は、従来の「主権－法の支配」という対抗図式でとらえるのではなく、近年注目さ

---

(4) 同上、第3章。

(5) Carl Joachim Friedrich, *Johannes Althusius und sein werk im Rahmen der Entwicklung der Theorie von der Politik*, Berlin: Duncker and Humblot, 1975.

れている「主権－統治」の峻別という視点からアルトジウスをとらえようとする解釈である。

#### 四 連邦主義と多層的国家

生活共同体で共有される法は、当該共同体に固有の法としてとらえられるが、それは団体の種類と要求によって異なる。つまり、基本的に生活共同体はそれ自体として自立しているわけであり、そこにおける法は生活共同体の自己充足性を表し、固有の規律を指し示しているわけである。それは、自発的な契約による協働に基づいて、生活共同体ごとに支配・服従関係が形成されることによって支えられているのである。

この解釈視角は、CarneyからElazarへと連なるアルトジウス研究において本格化していく。これらは、20世紀前半において展開された多元主義論や立憲主義的連邦制論と結びつけようとするものであり、政治権力の単一化・絶対化を回避する文脈に位置づけられる<sup>(6)</sup>。それは、分権型の連邦主義(P.J. Proudhon)、多元的国家論(J.N. Figgis, E. Barker, H. Laski)、多極共存型デモクラシー(A. Lijphart)といった政治理論において注目され、信条・信念や生活様式の複数性を尊重することによって多様な価値観や利害の共存を図る考え方として評価されてきた。Carneyは、アルトジウスの『政治学』の初の英訳(抄訳)を編集しているが、その解釈視角は、初期カルヴァニズムにおける世俗化の契機であり、自発的結社型の市民社会論を強調した<sup>(7)</sup>。また、Elazarは、プロテスタンティズムにおける契約概念を政治的に適用した契約神学・連邦制神学(the federal theology)を評価している<sup>(8)</sup>。連邦主義はアルトジウスの社会契約の核心と解されているのである<sup>(9)</sup>。

---

(6) Brian Tierney, *Religion, Law, and the Growth of Constitutional Thought, 1150-1650*, Cambridge: Cambridge University Press, 1982, 71-79.

(7) Frederick S. Carney, "The Associational Theory of Johannes Althusius: A Study in Calvinist Constitutionalism" Ph.D. diss., University of Chicago, 1960.; Frederick S. Carney, "Associational Thought in Early Calvinism" in *Voluntary Associations: A Study of Groups in Free Societies*, ed. D.B.

この連邦主義的な多層的国家をめぐることは、さらに主権の位置づけ方が問われてくることになる。一つは、主権国家が諸生活共同体の重層の秩序によって成り立っていることから、主権そのものが分有されているととらえる解釈である<sup>(10)</sup>。もう一つは、主権は国家に属するものの、それは諸生活共同体の存在を前提とし、主権の統治は諸生活共同体を補完するものでしかないととらえる解釈である。

このうち後者は、いわゆる「補完性原理(subsidiarity)」の思想的源流をアルトジウスの主権国家論に見出そうとするものであり、今日にお

---

Rovertson, Richmond, Va.: John Knox Press, 1966, 39-53.; Frederick S. Carney, "Translator's Introduction" in *Politica: An Abridged Translation of Politics Methodically Set Forth and Illustrated with Sacred and Profane Examples*, ed. and trans. Frederick S. Carney, Indianapolis, Ind.: Liberty Fund, 1995.

- (8) Daniel J. Elazar, "Althusius's Grand Design for a Federal Commonwealth," in *Politica: An Abridged Translation of Politics Methodically Set Forth and Illustrated with Sacred and Profane Examples*, ed. and trans. Frederick S. Carney, Indianapolis, Ind.: Liberty Fund, 1995.; Daniel Elazar, *Covenant and Commonwealth: From Christian Separation Through the Protestant Reformation*, vol. 2, New Brunswick, N.J.: Transaction Publishers, 1996.; Daniel Elazar, *Covenant and Constitutionalism: The Great Frontier and the Matrix of Federal Democracy*, vol. 3, New Brunswick, N.J.: Transaction Publishers, 1998.
- (9) Patrick Riley, "Three Seventeenth Century German Theorists of Federalism: Althusius, Hugo, and Leibniz," *Publius: The Journal of Federalism* 6, no. 3, Summer, 1976, pp. 7-41.; Charles McCoy, "Der Bund als Grundmetapher in der Politica des Johannes Althusius" in *Gottes Zukunft—Zukunft der Welt*, München: Chr. Kaiser Verlag, 1986, SS. 332-344.; Charles McCoy, "The Centrality of Covenant in the Political Philosophy of Johannes Althusius" in *Politische Theorie des Johannes Althusius*, ed. Karl-Wilhelm Dahm, Werner Krawietz, and Dieter Wyduckel, Berlin: Duncker and Humblot, 1988, SS. 187-199.; Fabrizio Lomonaco, "Huguenot Critical Theory and 'Ius Maiestatis' in Huber and Althusius" in *New Essays on the Political Thought of the Huguenots of the Refuge*, ed. John Cristian Laursen, Leiden: E.J. Brill, 1995, pp.171-192.

いても有力な解釈傾向となっている。Hueglinらの諸研究に代表されるように、生活の必要性から同意を経て形成される様々な生活共同体は、一つ上位の共同体によって統治される範囲を、相互の同意と承認によって決定する。つまり各生活共同体は、当該共同体で充足しえない必要性については、自発的な同意によってより広域の共同体に補完を委任する。この諸生活共同体の関係をめぐる原則こそが、多層的国家を可能にさせているのである<sup>(11)</sup>。

こうした補完性原理に基づく連邦主義理解は、ポスト主権国家におけ

---

(10) Julian H. Franklin, "Sovereignty and the mixed constitution", in J.H. Burns ed., *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, Cambridge: Cambridge University Press, 1991, pp. 298-328.; Alain de Benoist, "The First Federalist: Johannes Althusius," *Krisis* 22, March, 1999, SS. 2-34.; Alain de Benoist, "What is Sovereignty?" *Telos*, No. 116, Summer 1999, pp. 99-118.; Henk E.S. Woldring, "The Constitutional State in the Political Philosophy of Johannes Althusius" in *European Journal of Law and Economics* 5 (1998), pp. 123-132.; M.R.R. Ossewaarde, "Three Rival Versions of Political Enquiry: Althusius and the Concept of Sphere Sovereignty" in *The Monist* 90.1 (Jan 2007), pp. 106-124.

(11) Thomas Hueglin, "Johannes Althusius: Medieval Constitutionalist or Modern Federalist?" *Pubsius: The Journal of Federalism* 9, no. 4, Fall, 1979, pp. 9-41.; Thomas Hueglin, *Sozialer Föderalismus: Die politische Theorie des Johannes Althusius*, Berlin: Walter de Gruyter, 1991.; Thomas Hueglin, "Have We Studied the Wrong Authors? On the Relevance of Johannes Althusius" *Studies in Political Thought* 1, no. 1, 1992, pp. 75-93.; Thomas Hueglin, *Early Modern Concepts for a Late Modern World: Althusius on Community and Federalism*, Waterloo, Ont.: Wilfrid Laurier University Press, 1999.; Thomas Hueglin, "Taking Stock: Althusius After Four Hundred Years," in *Jurisprudenz, Politische Theorie und Politische Theologie*, pp. 305-317.; Thomas Hueglin, "Covenant and Federalism in the Politics of Althusius," in *Covenant Connection: From Federal Theology to Modern Federalism*, ed. Daniel J. Elazar and John Kincaid, Lanham, Md.: Lexington Books, 2000, pp. 31-54.; Thomas Hueglin, "Federalism at the Crossroads: Old Meanings, New Significance," *Canadian Journal of Political Science* 36, no. 2, June, 2003, pp. 275-294.

る新たな政治秩序の構想という現代の課題においても示唆的である<sup>(12)</sup>。より狭域の主体の自由意志と自己の判断に基づく活動の自由をより広域の主体が制限すべきではないという「権力抑制の発想」と、より狭域の主体の判断と活動に限界がある場合は広域の主体が補完するという「権力統合の発想」という二つの考え方が補完性原理に内在しているならば<sup>(13)</sup>、この原理を貫徹させることによって、より狭域の主体の自立性が尊重され、諸共同体あるいは諸団体の間の権力関係と権限配分を教導する規範として原則化していくことができる。EU統合に象徴される超国家組織の設立や、主権国家からの州・都市の自立あるいは地方分権を求める動きにおいて、アルトジウスの補完性原理に導かれた主権国家は格好のモデルとされているのである<sup>(14)</sup>。

## 五 聖書解釈と自然法

もう一つの解釈傾向は、アルトジウスにおける自然法思想に焦点を合わせるものである。カルヴァン神学を受容するアルトジウスにとって、「神による救いの予定」はすべての前提とされ、神は主権を有するとともに自然の創造者として支配すると考えられている。『政治学』の初のドイツ語訳<sup>(15)</sup>をなしたWolfは、GierkeやFriedrichらのアルトジウス論を継承しつつ、このカルヴィニズムの立場を強調している<sup>(16)</sup>。

カルヴァンによれば、教会がキリストの霊的王国の芽生えであるのに

---

(12) 千葉真『連邦主義とコスモポリタニズム — 思想・運動・制度構想』風行社、2014年。

(13) Ken Endo, “The Principle of Subsidiarity: From Johannes Althusius to Jacques Delors,” *Hokkaido Law Review* 44, no. 6, 1994, pp. 652–553.

(14) 補完性原理は、思想レベルのみならず、新たな制度設計、法手続論や政策論においても幅広く援用されている。EU憲法や各国の憲法の解釈指針にも補完性原理が適用され、さらに補完性原理そのものを憲法に明記する動きが加速しているのも、それぞれの単位への適正な権限配分を法的に保障することが要請され、さらにその法制化と法解釈を通じて、各々の自己決定と利害調整を図っていくことができると期待されているからである。

対し、それと並んで神が想像した国家は、キリストが再来するまでの間において、神の命を受けた支配者を介して維持される政治共同体である。様々な生活共同体に属しながら生きている人間は、究極的に言えば、神に対する垂直の関係と自分の隣人に対する水平の関係の交点に位置する存在である。様々な段階において人間は共生関係をつくり、正義を実現し、利益を享受し、宗教的真理に与る(神への愛(=敬虔)、隣人愛)のである。それを支えているものこそ、繰り返し引用されている「十戒(Decalogus)」の教えに外ならない。その意味でアルトジウスは、神学的(theological=covenantal)側面と政治的(political=federalist)側面の双方を内包しているが、その政治思想は神権政治から完全に脱却しているものであった。

こうした考え方が契約論と抵抗権論によって、当時のカルヴィニズムは急進的かつ世俗的に発展することとなった。アルトジウスの主権国家論は、「神聖な自然法(*lex divina et naturalis*)」を遵守するという「神と人民との契約」、および政治権力は神が人民全体に与えていると解釈する「支配者と臣民との契約」という二重契約に立脚しながら、絶対王権の正当性に反駁を加える理論的な武器となったのである。

これが具体的に援用されたのが、オランダの独立戦争であった。スペインのフィリップ二世は、自国の領土統一の基礎にカトリックを据えて盤石な政治勢力を固め、フランスやドイツのプロテスタントたちを殲滅してヨーロッパの宗教的統一を回復するとともに、さらにヨーロッパ最大の政治権力も自己の手中に収めようと画策していた。これに対してオランダは、商工業の一つの拠点として栄えるとともに、北部を中心にカルヴァン派がかなりの広がりを見せる状況であった。この地に対してフィリップ二世は、それまでハプスブルク家によって認められていた自治権を剥奪し新教の禁止を命じたが、そこでオランダの貴族と人民は立

---

(15) Johannes Althusius, *Grundbegriffe der Politik*. Selections from the 1603 edition of *Politica methodice digesta*. Edited by Erik Wolf. Deutsches Rechtsdenken, no. 8. Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann, 1943.

(16) Erik Wolf, *Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte*, 4<sup>th</sup> ed., Tübingen: J.C. Mohr, 1963.

ち上がって独立戦争を遂行した。その動きは、ユトレヒト同盟を経て1581年には独立宣言・連邦共和国の結成へと結実し、さらにその後のウエストファリア条約において正式に承認されることになる。その過程において理論的支柱とされたのがアルトジウスの政治思想であった。

Skillenの解釈は、GierkeやFriedrichにおけるアルトジウスの宗教的信念をめぐる解釈を批判しつつ、オランダ・カルヴィニストにおける共生的共同体概念の重要性に着目している<sup>(17)</sup>。アルトジウスが考える政治の基盤は、あくまでも世俗の領域であり、「共生」という固有の原理によって理解されている。その規範的基盤こそが、自然法思想の継承である。確かに自然法の観念は、神が望む被造物の秩序であり、人間に課される秩序の総体たる永遠不変の法である。またそれは、人間の良心に打ち込まれているものであって、十戒と合致するものに外ならない。しかし人間は、諸々の生活共同体で生きているのであり、それら共同体の内外のつながりの中で育まれる関係性を通じて規範を獲得していく存在である。十戒を神学的のみならず、すべての人々にとっての共通の自然法と一致させて理解するアルトジウスは、政治というものを、人間が自然法を遵守しながら共生を具現化していくものとして理解しているのである<sup>(18)</sup>。

一方、16世紀ヨーロッパの植民政策をめぐって、ローマ法の影響を受けた後期スコラ学、中でもインディオの権利を擁護する自然権思想を展開したサラマンカ学派も、アルトジウスの源流の一つとして注目される。アルトジウスは、とりわけヴァスケスらの著作を通じてサラマンカ学派の自然法思想を受容している<sup>(19)</sup>。人文主義的自然法論の影響によって導かれた聖書の自然法的解釈は、まさに十戒の命令から自然法の規範への移行をもたらしていくことになったのである<sup>(20)</sup>。

(17) James W. Skillen, "The Political Theory of Johannes Althusius" *Philosophia Reformata* 39, 1974, pp. 170-190.; James W. Skillen, "From Covenant of Grace to Equitable Public Pluralism: The Dutch Calvinist Contribution" *Calvin Theological Journal* 31, no. 1, April, 1996, 72-77.

(18) Robert M. Kingdon, "Althusius's Use of Calvinist Sources in His *Politica*" *Rechtstheorie* 16, 1997, SS. 19-28.

こうしたサラマンカ学派の影響をアルトジウスに見出す解釈の背景には、サラマンカ学派の自然法思想に対する再評価がある。ポダンからホップズへと至る主権国家論の視点からすれば、サラマンカ学派は中世教会法やスコラ学の枠組みに留まるものでしかなかったが、インディアス問題に見出される西欧中心主義的な主権国家を再検討する研究は、サラマンカ学派に対する再評価をもたらしている<sup>(21)</sup>。主流の主権国家論がもっぱら中世的な諸規範との断絶によって導かれたとするならば、サラマンカ学派は、スコラ学の視点において支配者と被支配者との有機的な関係を問うものであり、自然法に規定された立憲主義の観点から支配者が行使する政治権力を制限しようとしたのであった。

こうしたアルトジウスの自然法は、近年、さらに主権国家を超越する普遍主義の視点から再評価されている。その代表的な論者であるWitteは、アルトジウスの政治思想に、普遍主義的な自然法と立憲主義の結びつきを強調する。諸々の生活共同体に見出される固有の法には共通法(=自然法)が見出される。逆に言えば、自然法は諸々の場において具現化されていると考えられるのである<sup>(22)</sup>。

## 六 主権と統治の峻別

さて、ここまでは生活共同体の重層的な秩序と伝統的な自然法思想の受容に焦点を合わせる解釈系譜を外観してきたが、三つ目として注目さ

---

(19) Ernst Reibstein, *Johannes Althusius als Fortsetzer der Schule von Salamanca: Untersuchungen zur Ideengeschichte des Recht-Staates und zur altprotestantischen Naturrechtslehr*, Karlsruhe: C.F. Müller, 1955.

(20) Peter Joachen Winters, *Die "Politik" des Johannes Althusius und ihre zeitgenössischen Quellen: Zur Grundlegung der politischen Wissenschaft im 16. Und im beginnenden 17. Jahrhundert*, Freiburg: Romabach, 1963.; Heinrich Janssen, *Die Bible als Grundlage der politischen Theorie des Johannes Althusius*, Frankfurt am Main: Peter Lang, 1992.

(21) 松森奈津子『野蛮から秩序へ—インディアス問題とサラマンカ学派』名古屋大学出版会、2009年。

れるのは、近年注目されている主権と統治の峻別という視点に即しながら、人民主権の意味をとらえようとする解釈である。

Tuckは、この主権と統治の峻別という視点から各々の通用範囲を限定的にとらえるところに、近代デモクラシーの前提を見出している<sup>(23)</sup>。ボダンの主権論は、立法権を中心とした絶対主義の理論として理解されてきたが、主権と統治の峻別という視点からすれば、主権下ではあっても自立的に機能する機関として「統治」が注目される。この視点は、さらにボダンから『市民論』のホブズを経てルソーの『社会契約論』へと継承されていく。Tuckによれば、この思想史的系譜には、主権者が国家の意思決定主体であるとしても、統治のすべてに介入するわけではなく、もっぱら統治者の選任にとどまり、次の統治者が選任される時までの一定期間、主権者は眠り続けるということが前提とされているのである<sup>(24)</sup>。

ここで注目されるのは、立法者たる主権者が法を制定するものの、その執行の具体的な内容は統治者に委ねられているという点である。現実に政治権力を行使する統治者とは別に、統治に正当性を与える主権者が想定される。ただ統治者は、主権者によって一方的に規定されるだけの存在ではないし、また主権者と言えども、統治者を従属させて無制約に絶対権力を行使できるわけではない。この主権者と統治者との緊張関係においてこそ、立憲主義に立脚する主権国家は具現化されていくのである。

そもそも、主権者が立法権を独占し、主権的統治の下に主権者が統治

(22) John Witte, Jr., *The Reformation of Rights: Law, Religion, and Human Rights in Early Modern Calvinism*, Cambridge University Press, 2007.; John Witte, Jr., “The Universal rule of natural law and written constitutions in the thought of Johannes Althusius”, in Janne Nijman and Tony Carly (eds.), *Morality and Responsibility of Rulers: Chinese and European Early Modern Origins of a Rule of Law for World Order*, Oxford University Press, 2018, pp. 167–186.; Rafael Domingo, John Witte, Jr (eds.), *Christianity and Global Law*, Routledge, 2020.

(23) Richard Tuck, *The Sleeping Sovereign: The invention of Modern Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press, 2016.

(24) *Ibid.* pp. 63–120.

に介入してその意思を貫徹するということが強調されるということは、逆に言えば、現実に政治権力を行使する統治者が、あらゆる権力を内包する主権を自己正当化に用いることも可能になるということでもある。要するに、政治権力が特定主体に一元化しないということが、主権と統治を峻別することの意味なのである。主権という概念は、主権者が独占する絶対権力というよりは、むしろ権力や利害、信仰的価値や正義の過剰な追求に起因した対立を抑制し、共存の秩序を打ち立てるために必要とされる政治権力という側面を色濃く有していた。主権と統治の緊張関係は、単一的な座としての主権と多元的な実践としての統治とが織りなすダイナミズムを意味しているのである。

こうした着眼点は、「主権」と「法の支配」との対抗という思想史的構図の見直しを促すものであり、近年のアルトジウス解釈にも大きな影響を与えている。アルトジウスの人民主権論をめぐっては、人民のみが主権主体であるという図式が当てはめられ、もっぱら専制君主に対抗する言説として理解される傾向が強かったことは否めない。しかし、主権と統治が峻別されていることは、人民主権が、そうした立法権の執行権に対する統制という側面ばかりではないということを示している。

すでに触れたように、アルトジウスは、公的団体として「地域団体・都市」「州・地方・領邦」「普遍的結合体・国家」の三層において各々が統治が営まれることを想定しているが、その統治には二つの役割が課されている。一つは、宗教的な真理を担当する側面であり、もう一つは行政や裁判など世俗的な事柄を担当する側面である。いずれの公的団体においても、教会や宗教を管理する人間は、教義を確定・防衛し、神の言葉を伝える人間を決定し、儀式を統一し、罰を与えるなどの義務を果たす。それは、世俗的な事柄とは区別されたものとして考えられている点で分権的である。一方、世俗を管理する人間は、社会生活における必要性と有用性を満たす政治を管理・監督するが、これも権力分散的な統治構造を有するものであり、評議会や議会を通じた権力抑制的な政治制度の下で営まれる。あくまでも各公的団体の意向に即した公共の利益の実現が重視されているのである。

その上でアルトジウスは、ボダンと同様に、主権を国家において固有

に存在するものとして考えている。その特徴は、包括的な生活共同体の「生ける霊・魂・心・生命」が「一つの全体としての人民」に属するものとして理解されている点である。主権の役割とは、その権力の絶対性をもって垂直的な統治を展開することではなく、すべての構成員が法の支配に服することを実現させるものである。各々の公的な生活共同体では法を通じた統治が営まれ、国家という生活共同体においても、この法の支配は貫徹されるのである。

国家における管理としての統治は、主権者によって一定の信託を受けた統治者たちに委ねられる。この主権的統治において、統治者は二つに分類されている。一つは「監督官(ephorus) = 諸身分の団体の長で議会の構成員」であり、古代ギリシアに存在した王の権力を抑制する機関に相当する立場である。具体的には帝国等族を指し、人民の同意に基づいて選出され君主権力を制約する役割を負う。もう一つは「政務官(magistratus)」であり、公共の利益のために統治権(行政・裁判)を委任された人々である。

問題は両者の関係であるが、基本的に政務官は、人民と監察官との双方と委任契約を結ぶことによって正しい統治を約束する立場にある。政務官は、人民の代表者が(人民の名において)国家を支配する権限を委託されるが、それに加えて監察官とも委任契約を締結することによって、その権限行使を不断にチェックされる。要するに、政務官が行政・裁判を行い、監察官がそれを監視するという形で統治機関が運用されるのであり、政務官が委託された権限を逸脱して権力行使をなした場合は監察官が抵抗権を発動できるとされるのである<sup>(25)</sup>。

## 七 人民主権論・再考に向けて

こうした主権と統治の峻別に着目した解釈は、人民主権論をめぐる理解に新たな側面をもたらしている。主権的権力の絶対性を強調するだけ

---

(25) 関谷昇「アルトジウスの人民主権論とその思想史的源流」(『獨協法学』第102号、2017年、所収)、99-127頁。

では看過されてしまう統治者との関係、さらに言えば、主権の単一性と統治の多様性が織りなすダイナミズムこそ、人民主権に新たな側面を見出す重要な鍵となる。このダイナミズムは、主権的統治を具現化する原型として、ルソーへと連なっていくのである<sup>(26)</sup>。

Leeは、ローマ法の受容という視点から絶対主義国家に対抗する言説のとらえ直しを図ろうとしており、モナルコマキ、ボダン、アルトジウスの思想史的系譜に、立憲主義に立脚する主権国家の原型を見出している<sup>(27)</sup>。アルトジウスの人民主権は、主権の単一性・絶対性を前提としつつも、それは人民全体によって所有されており、統治者に優位している。ここで注目されるのは、統治者が君主個人の人格ではなく国家全体の統治の問題としてとらえられている点である。ここから、人民全体を主権で表し、統治を通じて多角的に具現化するという見方が導かれるのである。

しかも、この主権の単一性と統治の多様性が織りなすダイナミズムは、人民全体としての国家の次元に限定されるものではない。全体としては主権国家という枠組みが前提とされるものの、公的な諸生活共同体の自治、監察官による統制、統治と信仰の分離など、共同体・階級・領域など多角的な視点から統治権力の抑制が図られている。各々の位相において共有する法が存在しているからこそ、この相互抑制のダイナミズムが機能しているのであり、同時に、主権的権力も全体として抑制されるのである。ここに立憲主義に立脚した主権国家の原型を見出すことができるのである<sup>(28)</sup>。

もっとも、この解釈視角については、さらなる議論の展開が見出される。この相互抑制のダイナミズムからすれば、従来の連邦主義的解釈は

---

(26) 関谷昇「ルソーの「一般意志」と「人民集会」の可能性—アルトジウスの人民主権論を参照軸として—」(千葉大学法学会『法学論集』第27巻第3号、2013年、所収)、73-101頁。Dan Edelstein, "Rousseau, Bodin, and the Medieval Corporatist Origins of Popular Sovereignty", in *Political Theory*, vol. 50(1), 2022, pp. 142-168.

(27) Daniel Lee, *Popular Sovereignty in Early Modern Constitutional Thought*, Oxford: Oxford University Press, 2016.

再考を迫られるであろう。そこでは、絶対主義的な垂直的統治に対抗する図式において多層的秩序が評価されるものの、多様性の統合という視点をめぐっては十分な評価がなされていない。このことは、中世団体論から多元的国家論の思想史的系譜において問われるべき新たな課題を喚起していると言える<sup>(29)</sup>。

さらに自然法的解釈をめぐっても、後期スコラ学の自然法論へと拡げられていることは、主権の単一性と統治の多様性が織りなすダイナミズムが国際社会においていかなる意味を持ったのかという点において注目される場所である。Brettは、「自然(nature)」と「政治共同体(city)」との境界に注目しながら、自然が政治共同体とそれを営む人間に与えている諸制限こそが、初期近代のヨーロッパにおける国家形成に重要な意味を持っていたことを指摘する。国家の構成が、共同体と共同体との境界における様々な緊張関係に特徴を持つのであれば、アルトジウスが構想する諸生活共同体の補完的な関係性は、その現象の諸側面をとらえていると解することができる<sup>(30)</sup>。こうした視点は、政治共同体内部の秩序もさることながら、国際社会における国家間関係をも炙り出すことになる。それはまさに、自然法思想の普遍的な視点が織りなす具体的な現実なのであった。

いずれにしても、この主権と統治のダイナミズムは、これまでの団体論や人民主権論に新たな可能性を与えている。そのダイナミズムの可能

(28) Malan K “Johannes Althusius’ Grand Federalism, the Role of the Ephors and Post-Statist Constitutionalism” PER/PELJ 2017(20) - DOI <http://dx.doi.org/10.17159/1727-3781/2017/v20i0a1350>; Malan K “The Foundational Tenets of Johannes Althusius’ Constitutionalism” 2017(20) PELJ <http://dx.doi.org/10.17159/1727-3781/2017/v20i0a1344>.

(29) アルトジウス論ではないものの、この点を指摘したものとして以下を参照。David Runciman, *Pluralism and the Personality of the State*, Cambridge University Press, 1997.

(30) Annabel S. Brett, *Changes of State*, Princeton UP., 2011. 合わせて、以下も参照。Lauren Benton, *A Search for Sovereignty: Law and Geography in European Empires, 1400–1900*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010.

性は、人民全体としての人民主権が内在的に有する側面と、共通法との緊張関係において外在的に展開する側面との双方において見出されるものであり、さらに解明されなければならないであろう。

※本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「アルトジウスの主権論と統治のダイナミズムをめぐる政治思想史的考察」(課題番号23K01248)に基づく研究成果の一部である。